

第4回「短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会」 質問に対する回答

社団法人日本フードサービス協会

1. 約8割が「反対」の属性について。

77.3%「反対」の中身は、以下のとおりです。

学生 85.8%、主婦 80.4%、フリーター 68.8%、有職者 76.2%となっており、主婦ばかりが反対している訳ではありません。

主婦の内訳については、「第1号被保険者」か「第3号被保険者」かを聞く設問にはなっていないため不明です。

ちなみに、前回の平成19年当時、厚生労働省よりパート労働者の1週間あたりの所定労働時間、1ヶ月あたりの賃金等の属性データを求められたとき「学生」「主婦」「有職者」という属性だったため、その属性でアンケートを実施いたしました。

なお、今回のアンケート調査は主として店舗勤務のパートを中心に調査を実施しましたが、本部勤務のパート社員などからも回答があり、「その他」の内訳としては、派遣社員、そして店舗勤務では配膳人紹介所から派遣されている人もあり、回答欄では、「その他」の区分に分類してあります。

2. 前回のアンケート調査結果では、厚生年金の適用拡大について「知らない」と答えた人が約6割だが、協会が会員に充分説明をしていない、周知されていないので、77.3%が「反対」という結果になっているのではないか。

平成19年の調査結果で「知らない」が58%を占めたことについては、厚生年金の適用拡大という大きな問題にもかかわらず、政府が国民的な議論を行わないで進めていることを示すために提示したものです。当時「再チャレンジ支援策」と政府が意気込んでもパート労働者に周知されていないことが問題だと指摘したかったです。

3. 扶養されている主婦のパートは、社会保険料を負担せず社会保険に加入しており、外食産業は事業主負担なしでフリーライドの労働力を使っている。

外食産業は、低賃金で社会保険料も負担していない多くのパート労働者を雇用していると指摘されました。

しかし、そもそもの始まりですが、昭和 45 年頃、主婦が働き口を探そうとすると、時給 100 円程度の内職くらいの仕事しかなかった時に、外食産業は 300 円という時給を提示し、パートの方々に喜んでもらい、また企業としても大きな戦力となり、双方がハッピーな仕組みでした。

パート労働者の増加がここまで増加したのは、働く人の側の問題ではなく、日本社会がパート労働者を必要としている経済に転換したということだと思われれます。

一般に、外食産業は 1 日あたり平均 4 時間程度働くパート労働者を多数雇用登録し、勤務時間や曜日ならびに勤務場所の希望に応じたシフト勤務の体制をとっています。こうしたパート労働者に対して働く場をサポートしているのが外食産業です。

4. 外食産業各社の保険料負担については、賃金全体で調整する、サービス・価格に転嫁する、生産性の向上で吸収するなど、保険料がストレートに負担増とはならないと思うがどうか。

サービス・価格に転嫁する、生産性の向上で吸収するとは、論理のすり替えに過ぎず、外食産業としては理解できません。

現在、経済を取り巻く環境は大変厳しいことはご承知のとおりです。コストを外食企業各社が吸収することは企業の収益に直接影響し、将来への投資など経済を好転させるための循環にも悪影響を与えることになります。

ちなみに、外食企業各社は不断の努力でコスト削減、生産性の向上へ取り組んでおり、これ以上のコスト吸収は困難です。また価格への転嫁は消費者に到底受け入れられるものではありません。

さらに、賃金全体で調整するというご意見については、全体の従業員給与の賃下げ等、モチベーションの低下につながり、到底受け入れられないものです。

		合計	週20時間以上での社会保険		
			賛成	反対	不明
全体		100.0	21.8	77.3	0.9
性別	女性	100.0	22.1	77.1	0.8
	男性	100.0	21.2	77.4	1.4
	不明	100.0	11.3	86.8	1.9
年代	20歳代	100.0	21.0	78.6	0.4
	30歳代	100.0	19.8	79.8	0.4
	40歳代	100.0	21.6	77.5	0.9
	50歳代	100.0	24.5	74.0	1.5
	60歳代	100.0	29.5	66.5	4.0
	不明	100.0	10.2	83.7	6.1
配偶者の有無	はい	100.0	18.9	80.2	0.9
	いいえ	100.0	25.6	73.3	1.1
	不明	100.0	11.0	87.3	1.7
身分	学生	100.0	14.1	85.8	0.1
	主婦	100.0	18.9	80.4	0.7
	フリーター	100.0	30.1	68.8	1.1
	有職者	100.0	23.0	76.2	0.8
	その他	100.0	34.2	61.4	4.4
	不明	100.0	27.0	64.9	8.1

平成 23 年 9 月 12 日

パートタイマーの社会保険適用拡大に係るアンケート調査（個人調査）

ご協力をお願い

社団法人日本フードサービス協会

現在、政府はパートタイマーの社会保険（厚生年金保険と健康保険）の適用拡大について検討を始めています。現行案では、週の労働時間が 20 時間以上で社会保険への加入を義務づけるというものです。現在、配偶者に扶養されているパートタイマーの方は、ご自身で社会保険に加入し、厚生年金保険料及び健康保険料を負担しなければなりません。

政府は、本年 10 月中にも当協会より、具体的なヒアリングを行う予定です。

つきましては、この案に対し、パートタイマーご本人はどうお考えになっているか、ご意見をお伺いするため、緊急のアンケートを実施することになりました。

この機会に率直なご意見をお聞かせいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理を行いますので、個人的にご迷惑をおかけすることは一切ございません。

★社内ご担当者様へ

1. アンケートには、貴社の店舗数×5名を目標に、主に店舗勤務のパートタイマーの方々（年齢20歳以上、69歳未満 性別問わず）にご回答をお願いいたします。
なお、調査を全店舗、あるいは一部の店舗で実施するかは貴社にお任せいたします。
2. ご回答いただくパートタイマーの方が、今現在、社会保険に「加入している」、「加入していない」は問いません。
3. 恐れ入りますが、アンケート票は必要人数分を貴社でコピーしていただくようお願い申し上げます。
4. ご回答いただいたアンケート票は、貴社内の窓口となつていただける方がアンケート票をとりまとめ、(社)日本フードサービス協会に一括送付していただければ幸いです。
5. 急を要するため、大変申し訳ありませんが、ご回答は平成23年9月27日（火）必着でお願い申し上げます。

〒105-0013 東京都港区浜松町1-29-6 浜松町セントラルビル10F

(社)日本フードサービス協会 (石井)

TEL 03-5403-1060

FAX 03-5403-1070

パートタイマーの社会保険適用拡大に係るアンケート調査

社団法人日本フードサービス協会

※以下の設問であてはまるもの1つに○印をつけて下さい。

問1. あなたの性別をお聞かせ下さい。 ①女性 ②男性

問2. 年齢をお聞かせ下さい。

①20歳代 ②30歳代 ③40歳代 ④50歳代 ⑤60歳代

問3. あなたは配偶者がいますか。 ①はい ②いいえ

問4. あなたは次のどれに当てはまりますか。

①学生 ②主婦 ③フリーター
④有職者（主として生計を支える職業を別に持つ人）
⑤その他（ ） ※具体的にご記入下さい。

問5. あなたご自身の社会保険の加入状況についてお聞かせ下さい。

- ①勤務先の社会保険（厚生年金、健康保険）に加入している
- ②会社員等の配偶者の被扶養者として、社会保険に加入している
- ③自分の収入が年間130万円以上のため、自分で保険料を納めて国民年金、国民健康保険に加入している
- ④就労する日数、時間が正社員の概ね3/4未満のため、社会保険に加入せず、かつ国民年金・国民健康保険のいずれにも加入していない
- ⑤その他（ ）

問6. あなたは、老後の生活設計の中で、公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）をどのように位置づけていますか。

- ①ほぼ全面的に公的年金に頼る
- ②公的年金を中心とし、これに個人年金や貯蓄などの自助努力を組み合わせる
- ③公的年金には頼らず、できるだけ個人年金や貯蓄などの自助努力を中心に考える
- ④公的年金には頼らず、子供などによる私的扶養に頼る
- ⑤その他（ ）

問7. あなたは、週20時間以上で社会保険に加入しなければならない、という考え方について賛成ですか、反対ですか？

①賛成＝社会保険に加入する

②反対＝社会保険に加入しない

↓

問8へ

↓

問9へ

問8. 賛成とご回答の場合、その理由をお聞かせ下さい。いくつでも○をつけて下さい。

①将来、年金を受け取れるから

②女性が自立できる制度だと思うから

③現行の制度は、夫に扶養されていれば保険料負担なしで基礎年金を受け取れ、不公平だと思われるから

④今の加入基準では社会保険に入りたくても入れなかったから

⑤その他_____

問9. 反対とご回答の場合、その理由をお聞かせ下さい。いくつでも○をつけて下さい。

①自分で社会保険料を負担しなければいけないので実質的な手取りが減少するから

②家計を支えるために、少しでも収入が欲しいから

③将来の年金支給はあてにならないから

④その他_____

★ ご協力、誠にありがとうございました。このアンケート票は、店長あるいは本部の指示に従って、平成23年9月27日（火）までに下記にお送り下さい。

〒105-0013 東京都港区浜松町1-29-6 浜松町セントラルビル10F

(社) 日本フードサービス協会

問い合わせ TEL 03-5403-1060

FAX の場合、FAX 03-5403-1070